

## 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

輸入者が支払う輸入貨物の検査に要した費用の取扱いについて

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	鉱物性燃料(税表分類:第27類)
	② 照会の趣旨	輸入者が支払う輸入貨物の検査に要した費用の取扱いについて 関税評価上の取扱いを照会するもの。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙1のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項本文
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答	
回答年月日	令和7年6月30日
回答者	横浜税関業務部首席関税評価官

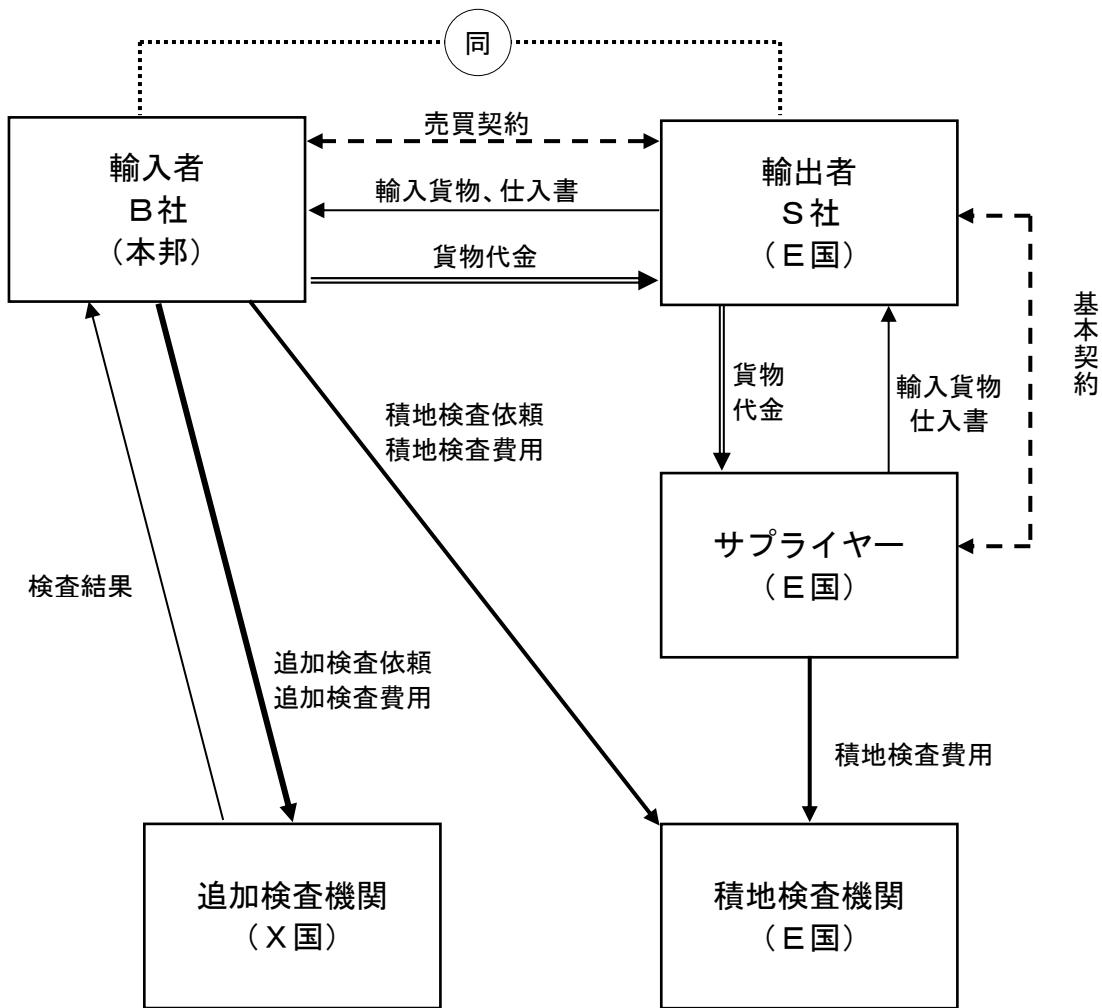
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。  (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。
------	---

## 目次

別紙1(照会) .....	3
1. 取引形態図 .....	3
2. 取引の概要 .....	3
3. 関税評価に対する照会者の見解 .....	5
別紙2(回答) .....	6
【回答内容】.....	6
【理由】 .....	6
1. 関係法令等 .....	6
2. 輸入取引の認定について輸入取引に係る検討 .....	6
3. X国における追加検査に係る費用について .....	6

## 別紙1（照会）

### 1. 取引形態図



### 2. 取引の概要

#### (1) 輸入貨物と輸入取引の事情

本邦所在の輸入者であるB社(以下「輸入者」という。)は、E国所在のS社(以下「輸出者」という。)からFOB条件にて鉱物性燃料(以下「貨物」という。)を購入し輸入しています。輸入貨物の調達のため、輸出者はE国所在のサプライヤーからFOB条件にて貨物を購入しています。

なお、輸出者は輸入者の100%子会社であり、特殊関係にあります。しかし、サプライヤーと輸出者の間に特殊関係はありません。

#### (2) 契約の内容

##### ① サプライヤーと輸出者との間の契約について

サプライヤーと輸出者は、基本契約を締結しています。当該基本契約に基づき輸出者は、鉱物性燃料a、b及びcの3種類を購入しますが、船ごとに全量鉱物性燃料aを購入するか、購入分のうち一部を鉱物性燃料aではなく鉱物性燃料bを購入するかを選択することができます。また、輸出者は鉱物性燃料bを購入することを選択した場合、鉱物性燃料bの代わりに一部、鉱物性燃料cの購入を希望することができます。サプライヤーの供給量に応じて鉱物性燃料cを購入することが可能となっています。輸入数量について

て、基本契約に基づき年間の購入数量を定めていますが、輸入者の顧客の需要や前年の販売数量等を考慮し、毎年協議の上数量を決定しています。価格については、船積月における取引指標価格の平均値とされています。

(2) 輸出者と輸入者との間の契約について

輸出者と輸入者は、売買契約を締結し、輸入者は輸出者がサプライヤーから調達した貨物を購入しています。数量は売買契約において「輸出者とサプライヤーとの間の契約に従う」とされています。当該売買契約は輸出者が購入したE国からの輸出貨物はすべて輸入者が購入する、つまり輸出者の販売先は輸入者のみとする契約となっています。

売買契約において、貨物の価格は輸出者とサプライヤーとの間の契約に従うとされています。輸出者と輸入者の間には特殊関係がありますが、当該特殊関係による取引価格への影響はありません。

(3) サプライヤーから輸出者が調達する貨物に係る輸入の流れについて

輸入者と輸出者の間では個々の輸入貨物について文書による個別の契約を締結していませんが、都度輸出者と輸入者の間で協議した上で、輸入貨物の運送を手配する輸入者がサプライヤーと、輸出者とサプライヤーの契約内容に沿って具体的な輸入貨物の船積時期、種類、数量等をメールにより協議し貨物が本邦に到着します。

サプライヤーと輸出者との間での輸入貨物の引き渡し地点と、輸出者と輸入者の間での輸入貨物の引き渡し地点は同一（積出港パイプラインの最後のフランジ）であり、危険負担と所有権は引き渡し地点において瞬時にサプライヤー→輸出者→輸入者へと移転します。

輸入貨物の運送は、売買契約により輸入者が手配しており、船主または運航会社と用船契約を締結し、輸出者とサプライヤーとの間の契約に沿った船を長期用船または航海用船しています。

輸入者は、売買契約に基づき、B/L Date 30 日以内に輸出者に輸入貨物の代金を支払います。輸出者は、基本契約に基づき、船積完了の翌日から 30 日以内にサプライヤーに貨物代金を支払います。

(4) 輸入貨物の揚地の決定について

輸入者は輸出者が調達した貨物を全て購入しますが、購入した貨物の全量を本邦に輸入するとは限りません。輸入者とサプライヤーとのメールでの協議の段階で貨物の転売先が決まっている場合は、その転売先の指示により貨物の仕向地を「One or more safe port(s), Japan」といった形で指定することがありますが、これはB/L上に記載する仕向地をどこにするかの指示であり、E国における貨物の船積段階では具体的な輸入港が決まっていません。輸入者は購入した貨物を本邦に輸入することを前提に取引を行っており、船も日本における揚げ荷役を行う可能性がある港に向かわせます。在庫状況、天候、差合船（入港時期が近接している船）の有無、揚地での設備の状況、後述するX国において実施する鉱物性燃料bと鉱物性燃料cの比率検査の結果などを踏まえ、輸入者が貨物の輸入港を決定し、Discharge Orderを発出して船に揚港を通知しています。在庫や設備の状況等から本邦への受入が難しい場合は貨物を第三国に転売することもあります。しかしながら、本邦での輸入を予定していた貨物を第三国に転売することはきわめて稀で、基本的には日本で輸入されます。

(5) 輸入貨物に係る検査について

① 積地（E国）で実施する検査について

サプライヤーは、輸出者に対して成分表に規定されている成分を満たした貨物を供給することを保証しています。基本契約において鉱物性燃料a、b及びcのスペックについて規定しており、同契約において、輸出者とサプライヤーの相互合意に基づき、独立した検査官が品質を確認するための検査を行うこととされています。また、売買契約において、検査は基本契約に準じると規定されていることから、輸入者は、輸入貨物が上記記載のスペック通りであるかを確認するため、積地であるE国に所在する検査機関（以下「積地検査機関」という。）に対し検査（以下「積地検査」という。）を依頼します。基本契約では積地検査費用はサプライヤーと輸出者が折半して支払うことと規定されており、売買契約では、検査費用は輸入者が負担するものと規定されているため、積地検査費用はサプライヤーと輸入者が折半して負担しています。なお、積地検査に係る費用については文書事前教示の対象としません。

② X国で実施する鉱物性燃料bと鉱物性燃料cの比率検査について

輸入者は、輸入貨物の揚地を決定するに際し、輸入貨物の成分が揚港における受入先の制約に抵触しないかを把握する必要がある場合があり、貨物の成分は鉱物性燃料bと鉱物性燃料cの比率から推

測していること、鉱物性燃料bと鉱物性燃料cには価格差があり、納入先に想定と異なる混合率の貨物を引き渡すと信用問題につながることから鉱物性燃料bと鉱物性燃料cの比率を正確に把握する必要があります。サプライヤーのターミナルでは鉱物性燃料bと鉱物性燃料cを異なるタンクに保管し、両者を混ぜて積み込むケースと別々に積み込むケースがあり、別々に積み込む場合、積地検査の時点ではタンク内で鉱物性燃料bと鉱物性燃料cが混ざり切っておらず混載後の鉱物性燃料bとcの比率検査ができません。船の振動等でタンク内が十分に混ざるまで一定期間を経て、成分が均一になってから検査をする必要があります。そのため、積地検査とは別に、X国にて混載後の鉱物性燃料bとcの比率検査を追加で行っています(以下「追加検査」という。)。

追加検査は輸入者が独自に行っているものであり、売買契約等においてこれを実施することについての取り決めはありません。追加検査は鉱物性燃料b及び鉱物性燃料cを輸入する際必ず行うということではなく、輸入者が必要と判断した場合に実施します。検査を実施するか否かの判断は輸入者が単独で行い、輸出者及びサプライヤーは関与しません。

輸入者の判断に基づき追加検査を実施する場合、輸入者は輸出者及びサプライヤーを介さず直接X国に所在する検査機関(以下「追加検査機関」という。)へ検査を依頼します。輸入者は、当該追加検査の実施及び結果について都度、輸出者やサプライヤーに報告はしません。追加検査は、E国で荷積を実施した後、X国へ寄港する際にサンプルを採取し、同地で分析を実施する方法で行います。検査結果は、追加検査機関から輸入者に輸入前に送付され、輸入者が日本での輸入港を決定する際の判断基準の一部とします。

追加検査の結果等を踏まえ、本邦の港への入港を輸入者の判断で見送ることはあり得ますが、X国で追加検査を受けていないから本邦の港に入港できないということはありません。また、X国から本邦までの運航上、X国での追加検査が必須になることもあります。

さらに、貨物の数量等は積地検査の結果で確定となります。積地検査の結果において発注したものと異なる貨物が積載されている場合は、輸入者は貨物が契約内容と異なるというクレームを行う可能性はありますが、追加検査の結果によりクレームを行うことはありません。

追加検査に係る費用は、その全額を輸入者が負担しており、輸入者が直接追加検査機関に支払っています。検査費用の中にサンプリングに係る費用は含まれている一方、X国へ寄港する際のPort Chargeは含まれておらず、別会社から輸入者が請求を受けます。追加検査は輸入者が独自に行っていることから、費用負担についての取り決めは売買契約にはありません。

### 3. 関税評価に対する照会者の見解

輸入者が購入した輸入貨物のタンク混載後の比率を確認するためにX国において独自に行った追加検査に関しては、サプライヤーと輸出者との間の契約における必要検査ではなく、輸入者がその輸入貨物の揚地を選定するのに必要な検査であることから当該追加検査に係る費用は課税価格へ算入しないものと考えます。

## 別紙2(回答)

### 【回答内容】

輸入者が第三国にて実施した追加検査に要した費用は、法第4条第1項に規定する輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に該当せず、また、法第4条第1項各号に規定する費用にも該当しないことから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

### 【理由】

#### 1. 関係法令等

- (1) 関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項において、「輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とする」と規定されています。
- (2) 法施行令第1条の4本文において、「買手により売手に対し又は売手のために輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格は、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額とする」と規定されています。
- (3) 法基本通達（以下「通達」という。）4－2（1）において、現実支払価格とは「買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額」をいい、「「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは、輸入貨物の生産及び当該輸入貨物に係る取引（当該輸入取引以外の取引を含む。）に関する契約の内容及び実態、当該輸入貨物に係る取引に関する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関する者の間の関係その他の当該取引に関する事情をいう」と規定されています。
- (4) 通達4－2の3において、輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いについて、「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいうとされています。

#### 2. 輸入取引の認定について

輸入者は、E国所在の輸出者との間で売買契約を締結し、輸入貨物の取引価格、数量等は輸出者とサプライヤーとの取り決めに従う旨合意しており、当該売買契約に基づいて、輸出者から輸入貨物を購入、輸入しています。輸入貨物の危険負担及び所有権は、売買契約に従って積地にて輸出者から輸入者に移転します。輸入貨物の船積時点では、具体的な輸入港が確定していませんが、本邦における揚げ荷役を行う可能性がある港に向け、輸入者が手配した船舶が出港した後、本邦での在庫状況等に基づき輸入者が輸入港を決定し、輸入貨物が本邦に到着します。また、輸入者は輸出者との売買契約に基づき、仕入書記載の価格を輸出者に支払っています。

以上のことから輸入者が買手、輸出者が売手であると認められ、輸入者と輸出者の間の売買が、法第4条第1項に規定する輸入取引に該当します。

#### 3. X国における追加検査に係る費用について

本件輸入貨物について、売買契約において取り決められた品質を満たしているか確認するため、積地であるE国にて積地検査が実施されています。当該積地検査に係る費用は、輸入者が、その費用の半分を負担することが売買契約において取り決められています。

輸入者は、上記積地検査とは別に、貨物の引渡し後、X国において鉱物性燃料bと鉱物性燃料cの比率を確認する追加検査を行っており、当該追加検査に要した費用は、輸入者が検査機関に支払っています。

以下において、輸入者が支払う追加検査に要した費用について検討します。

提出資料及び輸入者の説明によると、当該追加検査は、売買契約において取り決められたものではなく、輸入者が貨物の揚地を確定するために輸入者自身の判断により、X国所在の検査機関に直接依頼し、実施されています。

X国で追加検査を実施する理由について、サプライヤーは鉱物性燃料bと鉱物性燃料cを異なるタンクで保管し別々に積み込む場合があり、その場合、船積時にそれぞれを混合するものの積地検査時点では混ざり切っておらず、船舶の航行による振動等で混合された状態となることから、経由地のX国において実施しているとのことです。当該追加検査は、鉱物性燃料b及び鉱物性燃料cを輸入する際必ず実施するものではなく、輸入者が必要と判断した際に実施すると輸入者は説明しています。

また、追加検査について、その結果は検査機関から輸入者に報告されます。輸入者は、追加検査を実施すること及びその検査結果について、輸出者及びサプライヤーに報告することはないと説明しています。当該追加検査に係る費用は、輸出者に請求することではなく、輸入者が全額負担しており、輸出者及びサプライヤーが追加検査に関与していないことが提出資料により確認できます。さらに、輸入者は、当該追加検査結果を輸入港確定のための判断材料の一部としていますが、検査結果に基づき輸出者へクレームを申し立てることもないと説明しています。輸入貨物の品質確認、数量決定等は、積地検査に基づき行われており、追加検査は売買契約に定める品質等を確認するため実施されているのではなく、輸出者との取引に影響を及ぼすことがないことも提出資料及び輸入者の説明により確認できます。

よって、当該追加検査は、輸入者へ貨物が引き渡された後に、輸入者の判断により実施しているものであり、その追加検査に要した費用は、輸入取引をするために支払われるものではないことから、法第4条第1項に規定する現実支払価格に含まれません。

なお、当該追加検査は輸出国とは異なる第三国であるX国において実施されていること、また、売買契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するための検査ではないことから、通達4-2の3に規定する検査には該当しません。

さらに、追加検査を実施しないことにより、貨物を積載した船舶が本邦に向けて航行できないことや本邦の港へ入港することができないということはないとのことです。また、追加検査に係る費用にX国へ寄港する際の港費が含まれているといった事実も確認されず、当該追加検査費用は法第4条第1項第1号に規定する輸入港に到着するまでの運送に要した費用に該当せず、法第4条第1項第2号から第5号に規定するその他の加算要素にも該当しないと解されます。

これらのことから、輸入者が第三国にて実施した追加検査に要した費用は、輸入貨物の課税価格に算入されません。